

事 務 連 絡

平成22年3月26日

各都道府県

一般廃棄物処理施設整備担当課 御中

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」に  
関するQ & Aについて

循環型社会形成推進交付金及び廃棄物処理施設整備費国庫補助金の交付を受けて整備した一般廃棄物処理施設の財産処分については、平成20年5月15日付け環企発第080515006号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」及び平成20年10月17日付け環廃対発第081017003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知等に基づき行うこととしておりますが、今般、これまでに問い合わせのあった事案を整理し、別添のとおり財産処分に係るQ & Aを作成しましたので、今後の財産処分承認手続きの参考として下さい。

なお、貴管内市町村等に対しましても、周知されるようお願いいたします。

## 財産処分に係るQ & A

### 【 広域化・組合統合 】

Q 1 広域化計画により、A市とB市の一般廃棄物を処理していた〇〇組合に、C市が加入する事となった。C市の一般廃棄物処理施設を廃止し、〇〇組合の一般廃棄物処理施設でC市の一般廃棄物を処理する場合にどのような財産処分の手続きが必要か。

(A) 〇〇組合にC市が加入し、〇〇組合の一般廃棄物処理施設でC市の一般廃棄物を処理する場合は、〇〇組合の一般廃棄物処理施設について財産処分の手続きは不要である。

一方、C市の一般廃棄物処理施設を廃止（取り壊す）する場合は、財産処分承認基準の第2の（注1）財産処分の種類「取壊し」に該当するので、C市の一般廃棄物処理施設について財産処分の手続きが必要である。

Q 2 広域化計画により、A市とB市の一般廃棄物を処理していた〇〇組合に、C市が加入する事となった。〇〇組合がC市の一般廃棄物処理施設を引き継ぐ場合にどのような財産処分の手続きが必要か。

(A) 〇〇組合がC市の一般廃棄物処理施設を引き継ぐ場合は、財産処分承認基準の第2の（注1）財産処分の種類「譲渡」に該当するので、C市の一般廃棄物処理施設について財産処分の手続きが必要である。

なお、財産処分の種類が無償譲渡であって、補助目的のために事業を継続する場合の承認の手続きについては、包括承認事項に準じることとする。

また、既存の〇〇組合の一般廃棄物処理施設については、所有者の変更が伴わないので財産処分の手続きは不要である。

Q 3 広域化計画により、A市とB市の一般廃棄物を処理していた〇〇組合を一度解散し、C市を含め3市で構成する××組合を設立することとなった。〇〇組合及びC市の一般廃棄物処理施設について、どのような財産処分の手続きが必要か。

(A) 〇〇組合を一度解散し、C市を含めて新たに××組合となる場合において、〇〇組合及びC市の一般廃棄物処理施設を××組合が引き継ぐ場合は、財産処分承認基準の第2の(注1)財産処分の種類「譲渡」に該当するので、〇〇組合及びC市の一般廃棄物処理施設について財産処分の手続きが必要である。

なお、財産処分の種類が無償譲渡であって、補助目的のために事業を継続する場合の承認の手続きについては、包括承認事項に準じることとする。

Q 4 〇〇組合と××組合を統合して、〇〇組合になることとなった。××組合の一般廃棄物処理施設を廃止し、〇〇組合の一般廃棄物処理施設で××組合の一般廃棄物を処理する場合にどのような財産処分の手続きが必要か。

(A) 組合の統合により、〇〇組合の一般廃棄物処理施設で××組合の一般廃棄物を処理する場合は、〇〇組合の一般廃棄物処理施設について財産処分の手続きは不要である。

一方、××組合の一般廃棄物処理施設を廃止(取り壊す)する場合は、財産処分承認基準の第2の(注1)財産処分の種類「取壊し」に該当するので、××組合の一般廃棄物処理施設について財産処分の手続きが必要である。

Q5 ○○組合と××組合を統合して、○○組合になることとなった。○○組合が××組合の一般廃棄物処理施設を引き継ぐ場合にどのような財産処分の手続きが必要か。

(A) ○○組合が××組合の一般廃棄物処理施設を引き継ぐ場合は、財産処分承認基準の第2の(注1)財産処分の種類「譲渡」に該当するので、××組合の一般廃棄物処理施設について財産処分の手続きが必要である。

なお、財産処分の種類が無償譲渡であって、補助目的のために事業を継続する場合の承認の手続きについては、包括承認事項に準じることとする。

また、既存の○○組合の一般廃棄物処理施設については、所有者の変更が伴わないので財産処分の手続きは不要である。

Q6 ○○組合と××組合を一度解散し、統合して△△組合を設立することとなった。○○組合及び××組合の一般廃棄物処理施設について、どのような財産処分の手続きが必要か。

(A) 両組合を一度解散し、新たに△△組合となる場合において、○○組合及び××組合の一般廃棄物処理施設を△△組合が引き継ぐ場合は、財産処分承認基準の第2の(注1)財産処分の種類「譲渡」に該当するので、○○組合及び××組合の一般廃棄物処理施設について財産処分の手続きが必要である。

なお、財産処分の種類が無償譲渡であって、補助目的のために事業を継続する場合の承認の手続きについては、包括承認事項に準じることとする。

【 市町村合併 】

Q 7 A市とB市が市町村合併により、A市になることとなった。A市及びB市が所有している一般廃棄物処理施設については、どのような財産処分の手続きが必要か。

(A) A市の一般廃棄物処理施設については、財産処分の手続きは不要である。

一方、B市の一般廃棄物処理施設をA市が引き継ぐ場合は、財産処分承認基準の第2の(注1)財産処分の種類「譲渡」に該当するので、B市の一般廃棄物処理施設について財産処分の手続きが必要である。

なお、B市の一般廃棄物処理施設を廃止(取り壊す)する場合においても、財産処分承認基準の第2の(注1)財産処分の種類「取壊し」に該当するので、B市の一般廃棄物処理施設について財産処分の手続きが必要である。

また、財産処分の種類が無償譲渡であって、補助目的のために事業を継続する場合の承認の手続きについては、包括承認事項に準じることとする。

Q 8 A市とB市が市町村合併により、C市になることとなった。A市及びB市が所有している一般廃棄物処理施設については、どのような財産処分の手続きが必要か。

(A) A市及びB市の一般廃棄物処理施設をC市が引き継ぐ場合は、財産処分承認基準の第2の(注1)財産処分の種類「譲渡」に該当するので、A市及びB市の一般廃棄物処理施設について財産処分の手続きが必要である。

なお、A市及びB市いずれかの一般廃棄物処理施設を廃止(取り壊す)する場合においても、財産処分承認基準の第2の(注1)財産処分の種類「取壊し」に該当するので、A市またはB市の一般廃棄物処理施設について財産処分の手続きが必要である。

また、財産処分の種類が無償譲渡であって、補助目的のために事業を継続する場合の承認の手続きについては、包括承認事項に準じることとする。

## 【 単独事業設置設備の処分 】

Q 9 国庫補助を受けて整備した一般廃棄物処理施設のうち、単独事業により設置した設備を取壊す場合は、どのような財産処分の手続きが必要か。

(A) 単独事業で設置した設備については、財産処分の手続きは不要である。

ただし、その単独事業で設置した設備を撤去等することにより、一般廃棄物処理施設として補助目的を達成しなくなる等の事態が生じる場合は、状況に応じた財産処分の手続きが必要である。

Q 10 国庫補助を受けずに単独事業で整備した一般廃棄物処理施設において、ダイオキシン類削減対策のために国庫補助を受けて基幹改良事業を行った。その後、基幹改良部分の加重平均耐用年数を経ずに施設全体を停止、廃止する事になった。廃棄物処理施設の財産処分マニュアル「10. 個別案件として事前協議が必要な財産処分（取壊し）について」に従い、補助の目的を達成した施設として扱ってよいか。

(A) 財産処分マニュアルにおいて個別案件としているのは、「ダイオキシン類削減対策のための法規制強化に伴い廃止を行った施設」であり、法規制強化に伴い国庫補助を受けて基幹改良事業を行った施設については該当しない。

また、財産処分マニュアルの基幹的施設改良事業に関する記述についても、国庫補助を受けて整備した施設が法規制の強化に伴い廃止になることを防ぐもの、つまり補助目的に沿った使用を継続するために行われた基幹的施設改良事業について述べたものであり、当初、国庫補助を受けずに単独事業で整備した一般廃棄物処理施設については該当しない。

## 【 完了報告書の提出 】

Q11 廃棄物処理施設財産処分完了報告書の提出が不要な場合はどのような場合か。

(A) 財産処分承認基準の第2の2（包括承認事項）に該当し、報告により承認とした場合又は財産処分承認基準の第3の1（1）国庫納付に関する条件を付さずに財産処分を承認する場合については、廃棄物処理施設財産処分完了報告書の提出は不要である。

それ以外のケースで財産処分が承認された場合は、財産処分の完了後1ヵ月以内に廃棄物処理施設財産処分完了報告書の提出が必要である。

## 【 財産処分内容の変更 】

Q12 以前に施設全体を解体する財産処分の承認を得たが、計画が変更となり施設の一部を転用する財産処分に内容が変わった。変更内容等については、完了報告時に報告すればよいか。

(A) 財産処分承認基準の第2の（注2）承認後の変更のとおり、改めて財産処分の手続きが必要である。

当初の財産処分の承認は、当時の計画に基づく申請について承認したものであり、計画が変更となる場合は、変更に係る工事着手前に改めて財産処分の手続きが必要である。

【 包括承認事項 】

Q13 経過年数10年未満の施設を財産処分（転用）の承認を受け転用し、転用後の経過年数も10年未満である施設について、現時点で財産処分（取壊し）を行う場合、転用前後の経過年数の合計が10年を超えていれば包括承認事項に該当するか。

- (A) 財産処分承認基準において経過年数は、「補助目的のために事業を実施した年数」としており、同一事業で10年以上の継続が必要である。よって、経過年数の合計が10年を超える場合であっても、転用前若しくは転用後の経過年数が10年を超えなければ包括承認事項には該当しない。

Q14 経過年数が10年未満の施設を一時休止して、数年後、再稼働し経過年数の合計が10年を超えた施設の財産処分は、包括承認事項に該当するか。

- (A) 同様の目的（同一事業）で全ての施設を稼働させ、経過年数の合計が10年を超えていれば包括承認事項に該当する。

Q15 経過年数が10年未満であり、既に停止中の一般廃棄物処理施設について、停止から多年経過した事により構造上危険な状態に陥った施設は、財産処分承認基準の第2の2（包括承認事項）（2）災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄に該当するか。

- (A) 財産処分承認基準の第2の2（包括承認事項）（2）については、災害若しくは火災による取壊し等の急を要する財産処分について包括承認事項として定義しているものであるため、該当しない。

Q16 施設全体としては経過年数が10年を超えているが、増設及び改造事業により整備した補助対象財産の経過年数が10年未満である場合の財産処分は、どのように扱うか。

(A) ダイオキシン類削減対策による法規制の強化に伴う施設整備等は、補助目的に沿った使用を継続するために必要とされた増設及び改造であることから、当該補助対象財産の経過年数が10年未満であっても包括承認事項に該当する。

上記以外の増設及び改造については、増設及び改造事業により整備した補助対象財産の経過年数が処分制限期間を経過していれば包括承認事項に該当する。

#### 【 設備交換 】

Q17 施設のうち一部の機械設備が故障したので、機械設備の交換を行うが、財産処分の手続きは必要か。

(A) 施設を当初の補助目的どおり使用するために必要な設備交換であることから財産処分の手続きは不要である。

ただし、その交換により能力が低下するような場合は、補助の目的に反する財産処分となるので、財産処分の手続きが必要である。

## 【 目的外使用 】

Q18 産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）について、申請時に受入期間を明示する事となっているが、長期間になることが見込まれる場合は、どのように申請すればよいか。

(A) 当該地域において、対象とする産業廃棄物の適正処理が確保できない又はそのおそれがある場合に限り必要最小限の期間受け入れる事が可能としているものであり、仮に申請時において長期間が見込まれていても、その解消に向けた努力が必要である。

なお、申請時における受け入れ期間については、最長でも5年を限度としており、財産処分の完了後1ヵ月以内に廃棄物処理施設財産処分完了報告書の提出が必要である。

また、5年後に引き続き一般廃棄物処理施設で産業廃棄物を処理せざるを得ない場合は、改めて財産処分の手続が必要である。

## 【 その他 】

Q19 「当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって」とは、どのような状況における財産処分を指しているのか。

(A) 処分対象となる施設等のある地域において、当該施設等が提供するサービスの供給に支障を生じないことであり、当該事業に係る社会資源が不足している場合の財産処分や当該財産処分により社会資源が不足することを防ぐために明確にしたものである。社会資源が充足しているかどうかについては、地方公共団体の判断を尊重することとしている。

具体的な手続としては、当省へ提出する申請書（別紙様式1）又は報告書（別紙様式2）の「3 経緯及び処分の理由」の欄に、処分対象財産に係る更なる需要増が見込めないことなど、地域における関係施策の推進に支障がないことない旨を確認の上、記載していただき、これを尊重して対応することとする。